

求人者・求職者の皆様へ

当事業所をご利用頂き有り難う御座います。

当事業所は厚生労働大臣の許可を得て、職業安定法の定めに従い運営されております。従いまして、質疑が御座いましたら何なりと問い合わせして下さい。

なお、ご紹介された就労者を雇用される場合は、面接の際、労働条件等の詳細を打ち合わせをして下さい。一旦、雇用されましたら求人者が雇用主となり、労務管理は求人者の責任になります。

職業安定法（第32条の13、則第24条の5）の定めにより、当事業所の「取扱職種の範囲等の明示等」は下記の通りですのでお知らせいたします。

① 取扱職種の範囲等

別紙の「業務の運営に関する規程」に示しております通り、取扱職種は「家庭生活支援サービスの職業」です。取扱地域は岩手県内です。別紙の「業務の運営に関する規程」で事業所内にも掲示してあります。

② 手数料に関する事項

当事業所は、求人者及び求職者の状況によって手数料率を変更できる「届出制手数料」を採用しています。手数料率の目安は賃金総額の30%以内で、求人者及び求職者のご了承を得て賃金及び手数料率を決定しております。別紙は厚生労働大臣に提出した手数料表で事業所内にも掲示してあります。

③ 苦情に関する事項

別紙では苦情処理の概略を示していますが、苦情処理規程は「厚生労働省」から示された規程を採用し、事業所内に掲示してあります。

④ 求人者の情報（職業紹介に係わるものに限りです。）及び求職者の個人情報 の取扱いに関する事項

「個人情報管理規程」を作成し、紹介事業関係者に遵守の徹底を期しています。別紙は事業所内にも掲示してあります「個人情報適正管理規程」です。

なお、求職者の個人情報については、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

* 返戻金制度について

現行の法令での成功報酬手数料は、年間に支払われる賃金に対し紹介する時点で、徴収するように定められています。

有期雇用については、求人者様の都合で勤務日数、勤務時間が定まらず、年間賃金の算定が出来ません。1ヶ月間、就労者が勤務した賃金に対し所定の手数料を最大1年間、毎月徴収致します。従って返金制度はございません。

無期雇用の場合は返戻金制度がございます。事業所に問い合わせをして下さい。

事業所名 有限会社 中央ケアサービス
紹介責任者 村松 樹磨
連絡先 019-652-5255